

学生寮管理運営に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校学則(以下「学則」という。)第34条及び千葉県立看護専門学校学生寮管理規則(以下「寮規則」という。)十三条に基づき、千葉県立鶴舞看護専門学校(以下「本校」という。)の設置する学生寮の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 学生寮は、寮規則第二条の規定により、本校の学生の通学の便宜を図るために設置する寮である。

2 学生寮の名称及び位置は次のとおりとする。

- (1) 学生寮は鶴舞看護専門学校コスモス寮と称する。
- (2) 学生寮の位置を千葉県市原市鶴舞556番地に置く。

(定員)

第3条 学生寮の定員は59名とする。

2 1階の11室を男子寮とし、2階以上の48室を女子寮とする。なお、この区分により難しい場合は、入寮者選考会議で協議する。

(入寮資格)

第4条 学生寮に入寮できる者は、寮規則第三条の規定により、本校の学生であって通学が困難である等の理由により本校の長(以下「校長」という。)が特に必要があると認めたものでなければならない。

(入寮基準)

第5条 学生寮の入寮基準を次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 経済的理由(生活保護、母子・父子家庭の子等)がある者。
- (2) 通学公共交通機関等で自宅から概ね1時間以上かかる、通学が困難である者。
- (3) その他校長が特に必要があると認めた者。

2 入寮の優先順位を次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号の規定に該当する者。
- (2) 前項第2号の規定に該当する者は、3年生、2年生、1年生の順に優先とする。
- (3) 前号の規定で、同じ学年内では、より通学の困難な者の順に優先とする。
- (4) 順位の定め難い者については、抽選によりその順位を決定することがある。

(入寮の申請)

第6条 入寮を希望する学生は、寮規則第四条の規定により学生寮入寮申請書(寮規則別記第一号様式)を校長に提出しなければならない。

(入寮者の決定)

第7条 校長は、前条の規定により学生寮入寮申請書を受理したときは、第5条に規定する入寮基準に基づき、第2項に掲げる入寮者選考会議で審議し決定する。ただし、審議の必要がないと判断した場合は入寮者選考会議を省略し、文書決裁により決定することができる。

2 入寮者選考委員会の構成員は、校長、副校長、学科長、寮顧問とする。

3 校長は、寮顧問として庶務教務課から1名(以下「寮顧問(事)」とする。)、看護学科から1名(以下「寮顧問(学)」とする。)

問(技)」とする。)を置く。

- 4 校長は、第1項の規定により入寮者を決定したときは、申請者に対し、学生寮入寮決定通知書(寮規則別記第二号様式)を交付し、入寮の承認又は不承認の通知をするものとする。

(学生寮入寮誓約書)

第8条 学生寮入寮の承認を得た者(以下、「入寮者」という。)は、保証人と連署した学生寮入寮誓約書(寮規程第1号様式)を校長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する保証人は2名とし、親権者又はこれに代わる者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 保証人は、入寮者の金銭的な賠償責任除いた入寮中における金銭的な賠償責任除いた一切の行為について責任を負うものとする。
- 4 保証人に変更があった場合は、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。ただし、学則第13条第1項に規定する保証人と同一の保証人の場合、学則第13条第3項に基づく届け出をもって届け出たものとしてすることができる。

(寮費)

第9条 寮費の額は、寮規則第七条に規定する月額5,090円である。

- 2 前項に規定する寮費の額は、入寮期間がひと月に満たない場合についても同額とする。
- 3 寮費は、納入通知書により、納期限までに指定金融機関窓口で納入しなければならない。
- 4 寮費の納入は、コスモス寮自治会会計が代理で行うことができる。

(維持管理費、費用の負担等)

第10条 維持管理費の額は、月額2,910円とする。

- 2 維持管理費はコスモス寮自治会会計が管理する。
- 3 維持管理費に含まれるものは共同部分の公共料金等、次の各号に掲げる費用とする。
- (1) 上水道揚水ポンプ電気料
 - (2) 共同部分の電気代及び消耗品代
 - (3) コスモス寮自治会の活動に関する費用
 - (4) その他、コスモス寮自治会から提案のあった、寮の共益に関する費用
- 4 その他寮室に個別に係る費用及び寮規則第八条の規定により、次の各号に掲げる費用は入寮者の負担とする。ただし、校長が必要と認めるときは、第1号に掲げる修繕に要する費用を学校が負担する。
- (1) 建具その他の造作の修理に要する費用
 - (2) 電気、ガスの使用料
 - (3) 汚物及びごみ処理に要する費用
 - (4) 電話料金、インターネット料金
- 5 その他校長は、学生寮にかかわる費用で必要と認めるものについては、入寮者に負担させることができるものとする。

(督促)

第11条 第9条に規定する寮費を納期限までに納入しない場合、納期限経過後20日以内に督促状兼領収書を入寮者に発送すると共に保証人へ督促状発送の通知をする。

(学生寮の保全)

第12条 入寮者は、寮の施設、設備及び物品等の保全に努めなければならない。又、その使用の目的に

従って正常な状態を維持しなければならない。

- 2 校長は、入寮者が故意又は重大な過失により学生寮の施設、設備及び物品等を破損又は紛失及び改造したときは、復旧に必要な費用を入寮者に請求することができる。
- 3 校長は、学生寮の防犯対策として防犯カメラを設置し、不審者等の確認を行い、防犯に努める。
- 4 入寮者は、学生寮の保全及び学生らしい生活を維持するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 計画的に学生寮共用部分及び周囲の清掃を行うこと。
 - (2) 部屋は清潔に保ち、退寮時には清掃をすること。
 - (3) ごみ処理は、市原市指定の方法によること。
 - (4) 施設、設備の不備を発見した場合は速やかに寮顧問(事)へ報告すること。
 - (5) 電気、ガス、水道等の異常を発見した場合は速やかに寮顧問(事)へ報告すること。
 - (6) 留守中、就寝時は玄関等を施錠し防犯に努めること。
- 5 本校学生及び職員並びに管理人以外の者が学生寮に立ち入ることを禁止する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。
 - (1) 保護者及び扶養者又は18歳以上のそれに準ずる者(以下、「保護者等」という。)が面会及び宿泊の為、入寮者の寮室に入る場合。
 - (2) 保護者等が入寮者の引越の為、入寮者の寮室に一時的に立ち入る場合。
 - (3) 入寮者の依頼により業者等が入寮者の寮室に、荷物の搬入、機器の取り付け、修繕等のため一時的に立ち入る場合。
 - (4) 職員の依頼により業者等が入寮者の寮室に、荷物の搬入、機器の取り付け、修繕等のため一時的に立ち入る場合。

(入寮者の義務)

第13条 入寮者は、次の各号に掲げることを厳守しなければならない。ただし、校長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 門限を22時とする。ただし、やむをえない理由(事故等)で門限を過ぎて帰寮する場合、寮携帯に電話連絡し、学生寮報告書(寮規程第2号様式)を提出すること。
 - (2) 入寮者は、外泊する場合、事前に学生寮外泊届(寮規程第3号様式)を提出すること。
 - (3) 入寮者は、保護者等が宿泊する場合、事前に学生寮宿泊届(寮規程第4号様式)を提出すること。
 - (4) 入寮者は、保護者等による送迎の事情、クラス会等で事前に門限を過ぎて帰寮する見込みがある場合、事前に学生寮申告書(寮規程第5号様式)を提出すること。
- 2 入寮者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、校長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 保護者等以外の者を宿泊させる行為。
 - (2) 学生寮、寮室を汚す、又、清潔に保たない行為。
 - (3) 危険物の持込み、騒音、悪臭を発生させる行為。
 - (4) 法律に違反する行為。
 - (5) 風紀を害する公序良俗違反行為。
 - (6) 近隣に迷惑をかける行為。
 - (7) 学生寮および本校学生に損害を及ぼす行為。
 - (8) 寮室内で動物、ペット等を飼育する行為。

- (9) 学生寮の造作変更、釘類の打込み、接着剤等を使用する行為。
- (10) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く行為。
- (11) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示する行為。
- (12) ベランダに物置等の固定物を設置する行為。
- (13) 自家用自動車を指定場所以外に駐車する行為。
- (14) 玄関以外のベランダ、外部通路等から出入りする行為。
- (15) 防犯カメラに映らないよう顔を隠す等の不審な行為。
- (16) 学生寮において喫煙する行為。
- (17) 前各号に定めるもののほか、学生寮の秩序を乱す行為。

(入寮の承認の取消し)

第14条 校長は、寮規則第六条の規定により、入寮の承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、入寮の承認を取り消すことができる。ただし、校長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 月単位の休学をするとき。
- (2) 正規の修学年限3年で卒業できる見込みがないとき。
- (3) 正当な理由が無く授業料を滞納したとき。
- (4) 寮費及び維持管理費を3か月間滞納したとき。
- (5) ガス・電気等の公共料金を滞納し止められたとき。
- (6) 正当な理由が無く就業し、継続的な労働により賃金を受けたとき。
- (7) 学則第29条の規定により停学となったとき。
- (8) この規程又はこれに基づく校長の指示命令に違反したとき。

(退寮)

第15条 寮規則第十一条の規定により、入寮者が第14条の規定により入寮の承認を取り消された場合又は本校の学生でなくなった場合は、当該入寮者は、遅滞なく学生寮を退寮しなければならない。

(退寮手続き)

第16条 寮規則第十二条の規定により、入寮者は、学生寮を退寮しようとするときは、退寮予定日の7日前までに学生寮退寮届(寮規則別記第三号様式)を校長に提出し、第17条に掲げる検査後、速やかに退寮しなければならない。

(検査)

第17条 校長は、管理上必要があると認めるときは、職員を寮室内に立ち入らせ、検査をすることができる。又、寮室内の保全、補修等のため、年1回以上及び退寮時に検査を実施するものとする。

2 検査実施基準は別に定める。

3 入寮者は、前2項の規定による検査で不合格となった場合、速やかに改善し再度の検査を受けなければならない。

(非常災害等)

第18条 入寮者は、災害及び盗難等の防止に十分な注意を払わなければならない。

- (1) 入寮者は、火災、盗難、不審者には、十分に注意し、入寮者が共同で防備する。
- (2) コスモス寮の玄関、非常口の施錠を行う。
- (3) 入寮者は、各寮室の玄関、ベランダの窓の施錠を行う。

(4) 非常時以外は、非常口の使用を禁止する。

(5) 防犯の為カメラを設置し管理人は防犯カメラの映像等で不審者の確認を行う。

- 2 入寮者は、万一火災・地震等の災害及び盗難等の事件が発生したときは、安全を確保するとともに、速やかに消防その他関係機関及び職員に通報し指示を受けなければならない。又、負傷者の応急処置等を行い、状況に応じて救急車の手配を行うなど、臨機の処置をとること。
- 3 インフルエンザ等の感染症に罹患した者は、原則として自宅で静養する。
- 4 広域の感染拡大が予想され、学校閉鎖の宣言をした場合は、寮についても同様に閉鎖をする場合もある。(危機管理マニュアルのとおり)
- 5 その他、入寮者は、万一災害が発生したときは、別に定めるコスモス寮防災計画に準じた行動をとり、職員の指示を受けなければならない。

(学生寮自治)

第19条 学生寮の自治については、別に定めるコスモス寮自治会規約によるものとする。

(管理人)

第20条 校長は、学生寮の管理保全のため、指定する者を管理人として置くことができる。

- 2 管理人は寮顧問の代理とし、主な業務は、入寮者の管理指導、学生寮の清掃及び環境整備業務とする。
- 3 106号室を管理人室とする。

(その他)

第21条 この規程の施行に関して必要な事項は、校長が別に定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、学生寮生活に関することについては、学生により発案され、校長の承認を得て定めることができる。

(附則)

この規程は平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は令和 2年 4月 1日から施行する。

ただし、令和2年3月31日までに提出のあった誓約書についてはこの限りではない。

この規程は令和 4年 4月 1日から施行する。